

第四十号議案

江戸川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年二月十九日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

江戸川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成七年三月江戸川区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

東京都計画北小岩一丁目東部地区地区整備計画区域
東京都計画北小岩一丁目東部地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第二に次のように加える。

東京都計画北小岩一丁目東部地区地区整備計画区域	
住居街区	沿道街区
(一) 風営法に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設（無店舗型、映像送信型等を含む。）その他これに類するもの	(一) 風営法に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設（無店舗型、映像送信型等を含む。）その他これに類するもの
(二) デートクラブ	(二) デートクラブ
(三) ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バツテイング練習場その他これらに類する運動施設	(三) ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バツテイング練習場その他これらに類する運動施設
(四) 荷貨物集配所	(四) 荷貨物集配所
(五) 店舗、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が五百㎡を超える建築物	(五) 店舗、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が五百㎡を超える建築物
(六) 倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が二百㎡を超えるもの	(六) 倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が二百㎡を超えるもの
七十㎡	
十三m	二十五m
建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から区画道路境界線までの距離は、五m以上とする。ただし、北小岩一丁目東部土地区画整理事業における平成二十五年七月十六日付けの仮換地指定通知において、換地の敷地の奥行き（道路境界線から隣地境界線までの垂直距離）が五・八m未満の場合はこの限りでない。	

(二) マージャン屋、ぱちんこ屋、ゲームセンターその他これらに類するもの

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

東京都市計画北小岩一丁目東部地区地区整備計画の決定がされたため、条例の適用区域に東京都市計画北小岩一丁目東部地区地区整備計画区域を加える必要があるので、本案を提出いたします。